第5回世界工学会議(WECC2015)技術展示会規約書

公益社団法人 日本工学会 WECC2015実行委員会

公益社団法人日本工学会が主催する第5回世界工学会議(WECC2015)の出展者は、展示会用の小間や展示会場内の利用について出展申込書に 署名し主催者に提出した時点で、次の通りに定めた出展規約を遵守します。

第1条 展示の内容と表示言語

- 1. WECC2015の展示内容は、会場内への小間展示および出展者セミナーとし、募集区分の出展対象範囲のもの、および当方が認めたものとします。
- 2. 全ての表示は英語のみとし、出展者コーナーでの使用言語も英語とします。
- 3. 出展者は、第5回世界工学会議(WECC2015)の展示・運営に際し、主催者の定める規定(技術展示会規約書、出展者マニュアルなど)、または 指示に従わなければなりません。

第2条 費用の負担

出展者は、規定に定められた費用、およびその他参加に必要な一切の費用を負担するものとします。

第3条 出展の申込

- 1. 出展の申込に当たっては、出展申込書に必要事項を記入の上、締切期日内に展示事務局へ提出するものとします。
- 2. 申込締切日は 2015年9月30日(水)とする。但し、予定小間数に達し次第締め切りとします。
- 3. 申込書受領後、請求書をお送りしますので、**発行日から1カ月以内**に指定の口座 (請求書に記載) に請求金額を振り込むものとし、振込手 数料は各出展者の負担とします。なお、振込みの確認をもちまして、正式な出展申込み完了とします。 ※支払期日のご相談は展示事務局までお願いいたします。

第4条 出展の変更・中止

- 1. 出展者は、振込完了後主催者に出展を取り消す場合、その旨書面にて展示事務局に通知するものとします。
- 2. 展示事務局への通知が 2015年11月2日(月) までの場合は、出展料の50%を解約・手数料として主催者に支払うものとし、その通知が **2015年11月3日(火)以降の場合は、出展料の100%**を主催者に支払うものとします。

第5条 出展小間料の振込

- 1. 出展小間料等は全て日本円での支払とします。
- 2. 銀行の振込受領書をもって領収書と代えさせて戴きます。
- 3. 振込手数料は出展者の負担とします。

第6条 出展小間の割当

展示会場内の小間割は、申込締切後、主催者にて決定するものとします。

第7条 諸経費の負担

出展者の行為に属する費用(出展品の搬入、搬出、展示、装飾、実演、撤去等)はすべて出展者の負担とします。

第8条 諸経費の精算

出展者は、電気使用負担金、回線工事及び使用料、床復旧工事費、水道使用料等を別途、指定期日までに日本円で精算しなければなりません。

第9条 展示会開催の変更または中止

- 1. 主催者は不可抗力またはやむを得ない事由により、開催期間、会場(展示小間位置)および開催時間の変更を行う場合があります。この変 更を理由として出展申込みを取り消すことはできません。
- 会期前に中止を決定した場合に限り、主催者は弁済すべき必要な経費を差し引いた後、残った金額については支払済みの出展料に応じて出 展者に返還します。但し、中止によって生じたその他のいかなる損害に対しても、主催者は保障しません。

第10条 展示上の責任と賠償

- 1. 出展者は、配布物、展示物等の管理は、すべて自社小間内で行うものとします。2. 各出展物の管理は出展者が責任を負うものとし、盗難、紛失、損傷等について、主催者は保障も含めて一切の責任を負いかねますので、各 出展者にて保険に加入する等の措置を取るものとします。また、出展者の行為により事故が発生した場合は、当該出展者の責任において解 決するものとし、主催者はこれに対し一切の責任を負いません。
- 3. 主催者は、必要に応じて警備員を会場内に設置し、火災・盗難・事故・その他すべての危険防止に努め、同時に出展者もこれらの危険防止 と安全確保に努める責任を負うものとします。
- 4. 出展者は、出展者の過失による事故や火災などの損害が生じた場合、その損害を賠償する責務を負うものとします。

第11条 展示上の諸制限

- 1. 展示物、装飾物の高さ制限は、出展者マニュアル(出展者説明会にて配布)に定める数値を越えて展示・装飾を行ってはなりません。主催者は、 必要と認めた時は、出展者が行う展示準備作業に対して事故防止のための処置を命じ、その作業を制限もしくは中止します。
- 2. 床面への直接工作(ガムテープやアンカー等)は禁止とします。また、ガス、ガソリン、火薬類等の危険物の持込みは禁止します。
- 3. 展示装飾及び出品物を天井から吊り下げることは禁止とします。
- 4. 出展者は、展示物について説明できる説明員を可能な限り展示小間内に常駐させ、出展物の管理や来場者との対応などを行うものとします。
- 5. 出展者は、騒々しい電気装飾を利用した展示や音響システム、展示物への過度の照明、異臭を放つ展示物の陳列など、来場者、近隣小間に 対して迷惑となる行為をしてはなりません。また出展者は、すべての音響システムに音量規制ができるように備えるものとします。
- 6. 出展者は、現金と引き換えに出展物を引き渡すことは禁止します。
- 7. 出展者は、文献や見本品などを配布する場合、自社の小間内で行うものとします。
- 8. 出展者は、デモンストレーションを行う場合、自社小間内にて行い、聴衆者を収容できるスペースを自社小間内に用意するものとします。
- 9. 出展者は、通路をはみ出して展示をしたり、隣接小間に対して障害・妨害となるような展示行為は実施してはいけません。
- 10. 出展者は、開催中の展示目的と違う活動を計画し実行してはいけません。
- 11. 主催者は、出展者の行為が来場者や隣接小間に対して迷惑となると判断した場合、それらの行為を規制もしくは中止させることができるも のとします。
- 12. 展示会の写真撮影権は、主催者が保有するものとします。